

令和5年度子ども食堂物価高騰対策支援金Q&A

子ども食堂物価高騰対策支援金全般について		
Q1	子ども食堂物価高騰対策支援金の目的はなにか。	物価高騰により食材費、光熱費及び燃料費が増加する中で、無料または少額で子どもに食事を提供することも食堂に対し支援金を給付することで、子どもの居場所となっている子ども食堂の安定的な活動を支援することを目的としています。
支給対象について		
Q2	「子ども食堂」の名称で活動しなくても、支給対象になるか。	名称に関わらず、子どもに対して無料または少額で食事を提供する取組であれば、対象となります。
Q3	子ども食堂の利用料金について、「無料又は少額」とあるが、少額とはいくらまでか。	営利を目的としない活動を本支援金の対象としていることから、食材費等の実費相当額と考えています。
Q4	食堂形式ではなく、宅食や弁当の配布、食材の提供（いわゆるフードパントリー）も支給対象となるか。	本支援金は、子どもの居場所としての活動を対象としており、食堂形式を行わない子ども食堂については、本支援金の対象外となります。ただし、食堂形式で活動を行っていた子ども食堂が、コロナ禍における感染防止対策として、食堂形式での活動の代わりとして宅食や弁当の配付、パントリーを行う場合は対象となります。
Q5	炊き出しや単発のイベントは対象となるか。	子どもに対して無料または少額で食事を提供することを通じ、子どもの居場所となっている継続的な取組を対象としているため、対象外となります。
Q6	市町村や民間団体から補助を受けている場合も、支給対象となるか。	市町村や民間団体から補助などの財政支援を受けている場合も、対象となります。但し、他の補助金における本支援金の取扱いについては、補助金の交付元にご確認ください。
Q7	子ども食堂を複数開催しているのだが、まとめて申請するのか。	本支援金は、子ども食堂ごとに申請いただく必要があります。このため、子ども食堂を複数されている場合、それぞれで申請を行ってください。
Q8	子ども食堂を開催したが、子どもが来なかった。子どもが来ない日も支給対象になるか。	子どもに対して無料または少額で食事を提供する活動が支給の対象となるため、子どもが来なかった日は支給対象外となります。
申請書類について		
Q9	申請書類を入手したい。	申請の様式等は以下のURLから入手してください。 URL： https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomosyokudou-shien.html 印刷することができず郵送を希望される際は、以下までお問合せください。 福岡県福祉労働部子ども未来課（子ども食堂支援金担当） 電話 092-643-3577
Q10	記入方法が分からない。	Q8に記載したURLに記入例を掲載しておりますので、ご参照ください。
Q11	振込先口座は誰でもよいか。	申請者名義若しくは申請を行う団体名義の口座としてください。
Q12	書類の提出先はどこか。	以下宛にご提出ください。 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福祉労働部子ども未来課（子ども食堂支援金担当）
Q13	高圧電気とは何ですか。	契約電力が50kW以上2,000kW未満のものです。高圧電気は企業向けのオフィスビルや病院、学校など中～大型の建物で多く利用されています。小規模店舗、事務所、一般家庭は低圧電気を利用されていることが多いです。
Q14	開催場所を借りているので、高圧電気・都市ガスを使用しているか分からない。	子ども食堂を開催されている場所（会場）に確認ください。
市町村への概要の提供について		
Q15	市町村でどう活用されるのか。	それぞれの子ども食堂の存在や活動状況を把握するため、本支援金を申請された子ども食堂の概要を市町村へ提供するものです。提供した情報は、市町村において、今後の取組や連携を検討する上で参考することを想定しています。
実績報告について		
Q16	実績を証する書類とはなにか。	以下に具体例を記載します（いずれかをご提出ください）。 （例）チラシ、SNSやHPなど広報を行った事績、活動の様子を写した写真、活動の実績のわかる領収書、会場の借り上げ証明書（使用料の領収書）など
概算払について		
Q17	概算払請求可能か。	3月末までの活動分かつ給付決定額（申請額）の範囲内で請求可能です。不足額については実績報告時に様式第5号で請求ください。また、活動が確認できない場合は支援金の返還となります。